

東京都児童育成手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都児童育成手当に関する条例（昭和四十四年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表育成手当の項中「一三、五〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童育成手当支給制度の充実を図るため、支給額を引き上げる必要がある。